

## 平成30年度介護報酬改定に伴う各種届出手続きについて

### 1 受付窓口

	愛知県庁高齢福祉課	尾張福祉相談センター 地域福祉課	西三河福祉相談センター 地域福祉課
受付・相談窓口	愛知県庁西庁舎2階 [電話]052-954-6289 [FAX]052-954-6919 [E-mail] korei@pref.aichi.lg.jp 〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2	愛知県三の丸庁舎7階 [電話]052-961-1423 [FAX]052-961-7288 [E-mail] owari-fukushi@pref.aichi.lg.jp 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-6-1	愛知県西三河総合庁舎9階 [電話]0564-27-2737 [FAX]0564-27-2816 [E-mail] nishimikawa-fukushi@pref.aichi.lg.jp 〒444-0860 岡崎市明大寺本町1-4
サービスの種類	◎ 施設サービス等  介護老人福祉施設、 介護老人保健施設、 介護医療院、 介護療養型医療施設、 短期入所生活介護（空床型）、 短期入所療養介護（みなし指定）	◎ 居宅サービス及び介護予防サービス等  訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハ、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハ、短期入所生活介護（単独型、併設型）、短期入所療養介護（一般指定）、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売	
所管地区	県内全域（名古屋市、岡崎市、豊田市、東三河地区を除く）	一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛鳥村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町

（参考）平成30年4月1日から、東三河地区（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）に所在する事業所の窓口は、東三河広域連合となります。また、居宅介護支援事業所については、各市町村・広域連合が窓口となります。受付窓口の具体的な取り扱いについては、5～7ページを参照ください。

※名古屋市、岡崎市、豊田市に所在する事業所はそれぞれの市が窓口となり、地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業については各市町村・広域連合が窓口となります。

### 2 平成30年4月1日改正に伴う届出等について

法改正、介護報酬改定に伴う加算（減算）届、変更届等各種手続きは、次のとおりとします。

#### （1）新たに届出が必要となった加算（減算）届及び変更届の取扱い（4月1日適用分）

##### ア 届出が必要な加算、減算、変更事由

別紙（8ページ～参照）のとおり。

##### イ 提出方法、提出先

居宅サービスは「郵送」で所管の福祉相談センターへ。

施設サービスは「郵送」で高齢福祉課へ。

封筒には「制度改正書類在中」と朱書きしてください。

##### ウ 提出期限

4月2日（月）（必着）

##### エ 届出書類

届出様式、その他詳細は愛知県高齢福祉課のホームページ

[<http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/>] を御確認ください。

##### オ 留意事項

- ・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、「変更届出書」の右上記載欄に①担当者氏名、②電話番号、③FAX番号を必ず記載してください。

- ・県では届いた書類の内容を審査し、受理しますが、**受付印**（愛知県又は各福祉相談センター）を「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、「変更届出書」に**押印した控えが必要な場合は、1枚目の写しと返信用封筒に切手を貼ったものを同封していただければ返送します。**

#### （２）４月１日改正以外の通常の加算届の取扱い

年度が変わる際に、特定事業所加算（訪問介護）やサービス提供体制強化加算（訪問入浴介護等）、通所介護・通所リハの事業所規模区分について変更がある事業所は加算届の提出が必要となりますが、（１）の４月１日改正に伴う届出と一体的に行ってください。

#### （３）特定事業所集中減算届出書（居宅介護支援）の取扱い

該当事業所は、後期分（判定期間：平成29年9月1日から平成30年2月28日まで）の届出を平成30年3月15日（木）までに所管の福祉相談センターに提出してください。※現行の基準での届出でお願いします。

詳細は、愛知県高齢福祉課のホームページ

[<http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/>] で御確認ください。

#### （４）問い合わせについて

##### ア 方法

原則、高齢福祉課へメール [[korei@pref.aichi.lg.jp](mailto:korei@pref.aichi.lg.jp)] で問い合わせをしてください。メールの件名には、必ず「報酬改定の質問」と記載してください。メールの使用ができない場合は、ファクシミリ[052-954-6919]でお願いします。（県所管の事業所からの質問のみ受け付けます。）

##### イ 様式

任意様式でお願いします。ただし、①事業所名、②サービス種類、③事業所番号、④連絡先（担当者氏名、電話番号等）を必ず記載してください。質問の内容は、「今回の法改正、介護報酬改定に関するもの」に限定してください。

##### ウ 回答

事業所あて個別に回答はいたしません。回答は愛知県高齢福祉課のホームページ [<http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/>] に随時掲載します。なお、質問内容によっては、国への照会等により対応します。そのため、掲載には相当時間がかかる場合がありますことをあらかじめ御承知おきください。

※今回の４月１日改正に伴う届出等については、今後、国の動向等により変更することもありえますので、御了承ください。

※加算等の届出手続きの詳細は、愛知県高齢福祉課のホームページ [<http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/>] で御案内しておりますので、必ず御確認をお願いします。また、今後、必要な情報は随時ホームページに掲載しますので、適時御確認をお願いします。